

南島原市国民健康保険の状況のお知らせ

☎ 保険年金課 ☎050(3381)5039

国民健康保険の加入状況

平成27年12月末の被保険者は、19,203人で、前年より790人、4.1%減少しました。また本市の人口に占める加入割合は39.4%となっています。今後も人口の自然減、後期高齢者医療制度への移行などにより被保険者の減少が予想されます。

国民健康保険の医療費の状況

本市において、高齢化の進行や医療技術の高度化、生活習慣病などにより一人当たりの診療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険財政を圧迫しています。



国民健康保険財政の状況

国民健康保険は、加入者の皆さんが納める国民健康保険税を主な財源としています。被保険者の減少などによる、国民健康保険税の収入の減収などもあり、8年連続赤字の状態が続いており、国民健康保険の財政運営は非常に厳しい状況にあります。



※単年度収支…1年間の国や県の補助金と国保税の収入から医療費などを支出した分の差額です。

【医療費の増加を抑えるためにご協力ください!!】

●特定健診や特定保健指導を受けましょう

病気の早期発見だけでなく、病気になる前の異常を発見したり、生活習慣病の予備群を見つけ、生活習慣の改善(特定保健指導)をおこないます。

●適度な運動やバランスのとれた食事を心がけましょう

●適正受診に努めましょう

- ・同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは、控えましょう。重複する検査や投薬はかえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- ・薬が余っていたら、医師や薬剤師に相談しましょう。
- ・安価なジェネリック医薬品を利用しましょう(医師や薬剤師に相談しましょう)。

軽自動車税の税率が変更になります

☎ 税務課 ☎050(3381)5023

平成27年度税制改正により、車体課税なども含めた自動車関係税制の見直しが行われ、軽自動車税の税率が以下のように改正されました。

原動機付自転車など

車種区分	税率(年額)	
	改正後(平成28年度~)	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超 90cc以下	2,000円
	90cc超 125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

車種区分	税率(年額)	
	改正後(平成28年度~)	
軽2輪(125cc超 250cc以下)	3,600円	
小型2輪(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	2,000円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円

三輪以上の軽自動車

最初の新規検査年月(車検証の「初度検査年月」)により、(1)現行税率、(2)新税率、(3)重課税率のいずれかの税率が適用されます。

(1)現行税率

平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両で、最初の新規検査から13年を経過するまで

(2)新税率(平成27年度~)

平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両で、最初の新規検査から13年を経過するまで

(3)重課税率(平成28年度~)

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した車両

※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

※最初の新規検査年月とは、その車両が初めて車両番号の指定を受けた日(新車として新規検査(車検)を受けた時)です。自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」の欄で確認できます。

車種区分	税率(年額)			
	①現行税率	②新税率	③重課税率	
4輪乗用	自家用	7,200円	10,800円(注)	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円(注)	8,200円
4輪貨物	自家用	4,000円	5,000円(注)	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円(注)	4,500円
3輪の軽自動車	3,100円	3,900円(注)	4,600円	

注)軽課税率について(グリーン化特例 平成28年度のみ)

平成27年度中に最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減する特例措置が適用されます。

車種区分		税率(年額)		
		ア税率を概ね75%軽減	イ税率を概ね50%軽減	ウ税率を概ね25%軽減
4輪乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
4輪貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
3輪の軽自動車		1,000円	2,000円	3,000円

㉞電気自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%軽減)
イ(乗用):平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
ウ(乗用):平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

自動車などの移転・抹消登録の届け出はお済みですか?

●4月1日現在の所有者に税金がかかります

自動車やバイクなどを他人に譲ったり、スクラップ(解体処分)しても名義変更や廃車の届け出などの手続きを済ませないと、そのまま(4月1日現在の所有者に対して)税金がかかります。車両の移転・廃車などがあった場合は、早めに手続きを行ってください。

対象車両	手続き場所
・125cc以下のバイク ・小型特殊自動車	南島原市役所 または各支所 ☎050(3381)5023
・125ccを超え250cc以下のバイク ・軽自動車	軽自動車協会連合会 長崎事務所 ☎095(838)3244
・250ccを超えるバイク ・普通自動車	九州運輸局 長崎支局 ☎050(5540)2083

※年度末は混雑することが予想されます。